

# 厚生年金保険法施行規則及び健康保険法施行規則の一部を改正する省令案について (概要)

厚生労働省年金局事業管理課

## 1. 改正の趣旨

- 社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和7年法律第74号。以下「改正法」という。）において、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号。以下「厚年法」という。）第12条第5号ロに規定する賃金要件が撤廃されることとなった。
- 一方で、改正法による改正後の厚年法（以下、単に「改正後の厚年法」という。）附則第4条の6第1項に規定する特定減額特例対象者（以下、単に「特定減額特例対象者」という。）は、報酬月額が8.8万円未満である場合は厚生年金保険の被保険者としないうこととしつつ、申出により当該被保険者になることができることが規定された。
- 当該規定が令和8年10月1日に施行されることに伴い、厚生年金保険法施行規則（昭和29年厚生省令第37号。以下「厚年則」という。）について、必要な規定の整備や改正を行う。
- また、改正法においては、健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健保法」という。）においても同旨の規定がされているため、健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号。以下「健保則」という。）について、必要な規定の整備や改正を行う。

## 2. 改正の概要

### (1) 厚年則の一部改正

- かつて被保険者であった者が、特定減額特例対象者として被保険者の資格を取得した場合は、事業主に個人番号を提供している場合を除いて、基礎年金番号を明らかにすることができる書類を事業主に提出しなければならないこととする。
- 改正後の厚年法附則第4条の6第2項の規定による特定減額特例対象者の被保険者に係る資格取得の申出は、必要な事項を記載した申出書を、事業主を経由して、日本年金機構（以下「機構」という。）に提出すること等によって行うものとする。
- 改正後の厚年法附則第4条の6第5項の規定による特定減額特例対象者の被保険者に係る資格喪失の申出は、必要な事項を記載した申出書を、事業主を経由して、機構に提出すること等によって行うものとする。
- 改正後の厚年法附則第4条の6第1項において厚生労働省令で定めるとされた賃金に相当するもの等について、最低賃金に算入しない賃金の範囲及び報酬形態に応じた算定方法を定める。
- 厚年法第27条において厚生労働省令で定めるとされた70歳以上の使用される者の要件について、適用事業所に使用される最低賃金法（昭和34年法律第137号）第7条の規定の適用を受ける短時間労働者であって、月額賃金が8.8万円未満である者は当

該要件から除くこととする。

- 特定減額特例対象者の被保険者について、同一事業所に使用されている間に月額賃金が 8.8 万円以上となることで厚年法第 9 条に規定する被保険者となった場合等においては、事業主は、必要な事項を記載した届書を機構に提出しなければならないこととする。
- 厚年法第 28 条に基づき実施機関が備えることとされている原簿へ記録する事項として、特定減額特例対象者としての被保険者であるかの区別を加えることとする。
- その他所要の規定の整備を行う。

## (2) 健保則の一部改正

- 改正法による改正後の健保法（以下、単に「改正後の健保法」という。）附則第 8 条の 3 の 2 第 2 項の規定による特定減額特例対象者の被保険者に係る資格取得の申出は、必要な事項を記載した申出書を、事業主を経由して、機構又は健康保険組合に提出すること等によって行うものとする。
- 改正後の健保法附則第 8 条の 3 の 2 第 5 項の規定による特定減額特例対象者の被保険者に係る資格喪失の申出は、必要な事項を記載した申出書を、事業主を経由して、機構又は健康保険組合に提出すること等によって行うものとする。
- 改正後の健保法附則第 8 条の 3 の 2 第 1 項において厚生労働省令で定めるとされた賃金に相当するもの等について、最低賃金に算入しない賃金の範囲及び報酬形態に応じた算定方法を定める。
- 特定減額特例対象者の被保険者について、同一事業所に使用されている間に月額賃金が 8.8 万円以上となることで健保法第 3 条第 1 項に規定する被保険者となった場合等においては、事業主は、必要な事項を記載した届書を機構に提出しなければならないこととする。
- その他厚年則の改正に準じた改正を行うとともに、所要の規定の整備を行う。

## 3. 根拠条項

- 改正後の厚年法附則第 4 条の 6 第 1 項、第 2 項及び第 5 項
- 厚年法第 27 条及び第 101 条
- 改正後の健保法附則第 8 条の 3 の 2 第 1 項、第 2 項及び第 5 項
- 健保法第 48 条及び第 207 条

## 4. 施行期日等

- 公布日：令和 8 年 7 月中旬（予定）
- 施行期日：令和 8 年 10 月 1 日